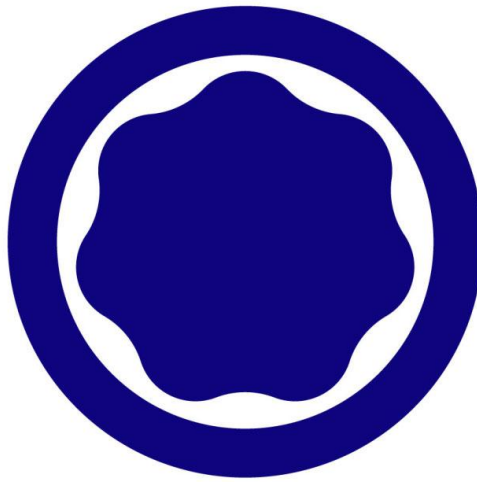


2024 年度

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国立民族学博物館共同研究募集要項



申請にあたっては、共同研究（一般）と共同研究（若手）のどちらかを
選択して申請してください。重複申請することはできません。

■ 目次

I. 共同研究（一般）

1. 共同研究（一般）のカテゴリー	3
2. 共同研究（一般）の構成	3
3. 共同研究会の開催場所	4
4. 共同研究（一般）の期間	4
5. 応募資格	4
6. 募集件数	4
7. 申請方法等	5
8. 審査方法および審査基準	5
9. 採否までのスケジュール	6
10. 経費	6
11. 研究成果の公開	6

II. 共同研究（若手）

1. 共同研究（若手）のカテゴリー	8
2. 共同研究（若手）の構成	8
3. 共同研究会の開催場所	9
4. 共同研究（若手）の期間	9
5. 応募資格	9
6. 募集件数	9
7. 申請方法等	9
8. 審査方法および審査基準	10
9. 採否までのスケジュール	10
10. 経費	11
11. 研究成果の公開	11

■目的

国立民族学博物館は、創設以来今日に至るまで、大学共同利用機関として、我が国の学術研究の総合的推進を目指し、文化人類学・民族学および関連諸科学の発展に貢献する高度なレベルの共同研究を推進してきました。

近年、本館に対して、文化人類学・民族学および関連諸分野を含む新しい研究の創出、一般社会から寄せられる期待への積極的対応が求められています。そのような多様な研究の推進をめざして共同研究を募集します。共同研究は一般と若手のふたつの区分を設けており、共同研究（若手）は、若手研究者を育成・支援することを目的としています。

I. 共同研究（一般）

1. 共同研究（一般）のカテゴリー

共同研究（一般）の課題区分は、次のとおりです。

カテゴリー1：新領域開拓型

文化人類学・民族学および関連諸分野を含む幅広いテーマを対象とし、挑戦的で、新領域開拓につながる研究。基礎的研究や萌芽的研究、地域を設定した特有の課題に関する研究も含む。

カテゴリー2：学術資料共同利用型

本館の所蔵する資料（標本資料、文献資料、映像音響資料等）に関する研究。

広い意味で展示につながる共同研究も含む。

2. 共同研究（一般）の構成

（1）参加資格

本館の共同研究に参加が認められるのは、大学その他の研究機関に所属（非常勤を含む。）し、またはこれと同等以上の研究能力を有すると館長が認めた研究者とします。研究者には、大学院学生（博士後期課程在籍相当以上）および日本学術振興会特別研究員を含むものとします。

また、本事業が本館で実施する共同研究であるという観点から、参加者は原則として日本国内在住の研究者とします。ただし、共同研究の推進にとって必然的な理由があると認められる場合はその限りではありません。日本国外在住の研究者を構成員に含める場合は申請書に理由を明記してください。なお、研究代表者は日本国内在住の研究者とします。

現在所属を有さない者（非常勤として勤務している者を除く。）および研究職としての身分を有さない者については、略歴および共同研究における役割についての説明書（様式任意）を添付してください。また、各共同研究構成員の共同研究への参加の可否については、申請前に研究代表者が構成員からあらかじめ内諾等を取ってください。採択後、本館から各共同研究構成員に対して委嘱の手続きを行います。

本館の共同研究に参加できる数は、館外の研究者（本館外来研究員を含む。）は2件以内、館内の教員（本館客員教員および特別客員教員、機関研究員等を含む。）は5件以内です。

（2）組織

共同研究（一般）の規模については、10～15名程度を目安とします。

より広く館外からの研究提案を受け入れるという観点から、申請の要件とはしませんが、共同研究には、できるだけ本館の専任教員（本館の教授、准教授、助教の職にある者）を1名以上メンバーに含めることを推奨します。本館専任教員を含まない申請があった場合は、採択までの間に、共同利用委員会委員長が本館の専任教員1名をメンバーに推薦します。

また、人材育成の観点から、若手研究者をメンバーに含めることを推奨します。共同研究の申

請・計画・立案については、メンバーに含まれる本館の専任教員と相談のうえ行って下さい。

研究代表者は、共同研究の推進を図り、研究計画の立案、共同研究構成員の選定、共同研究全期間にわたる研究会の主宰と適切な実施、研究成果の取りまとめを行います。また、館外の研究代表者については、本務校での職位に応じ、共同研究員としての身分のほか、特別客員教員または外来研究員としての身分を付与するものとします。

（３）特別講師および特別聴講者

特に必要があると認められた研究者については、共同研究会に特別講師として参加することができます。また、研究代表者に参加を許可された者については、特別聴講者として共同研究会に参加できます。

※特別講師には旅費が支給されますが、共同研究会を館外で開催する場合には旅費を支給できません。特別講師の資格は、（１）参加資格に準じます。また特別聴講者には旅費の支給はありません。

3. 共同研究会の開催場所

共同研究会は原則として本館で開催することとします。ただし、研究上必要と考えられる場合は、その必然性と意義を記載した理由書を提出し、妥当と認められれば、本館以外（国内に限る。）で開催することも可能です。ただし、本館以外での開催の回数は原則として１年度あたり１回限りとします。また、共同研究会を公開で開催される場合は館長に事前に届け出てください。

なお、従来の共同研究では、１年度あたり３～５回程度の共同研究会が開催されています。

また、共同研究会は本館にて対面で開催されることを想定していますが、ウェブ会議システムの利用も可能です。

4. 共同研究（一般）の期間

研究期間は初年度を１０月スタートとし、研究成果の公開準備を含む２年半とします。延長は認められません。ただし、研究代表者が産前産後の休暇または育児休業および介護休業のため、１年を超えて研究会を中断せざるを得ない場合は、届出により延長が認められます。

5. 応募資格

研究代表者が、代表して応募することとします。研究代表者は、日本国内に在住し、かつ大学その他の研究機関の常勤の教授、准教授、講師、助教、助手、または、これと同等の研究能力があると館長が認めた者（ただし、本館以外の人間文化研究機構内の機関に専任教員として所属する者を除く。）です。長期海外出張や退職等により期間中の責任ある共同研究会の運営ができなくなることが見込まれる場合は、応募できません。

申請にあたっては、本事業の目的、本事業が本館で実施する共同研究であることを十分に理解したうえで、申請する共同研究がこれに沿った内容のものであることにご留意ください。

申請者が過去に共同研究の代表者であった場合には、研究成果が公開されていること（出版の場合は出版社の企画会議等を通っている段階を含む。）を、申請の条件とします。なお、共同研究（若手）と重複申請することはできません。

6. 募集件数

当該年度につき６～８件程度とします。

7. 申請方法等

(1) 申請手続き

- ① 申請は、所定の様式による申請書を提出してください。所属を有する常勤研究者においては、所属機関の部局長の承認を得た承諾書を提出してください。
- ② 申請書の作成にあたっては、記入要領を参照してください。
- ③ 応募の際には、共同研究（一般）に参加される共同研究構成員の名簿を添えてください。

(2) 応募書類および申請期限と申請方法

- ① 応募書類は、次のとおりです。応募書類の様式は、国立民族学博物館ホームページからダウンロードできます。（URL: <http://www.minpaku.ac.jp/research/project/iurp/offer>）
 - ア 2024 年度国立民族学博物館共同研究（一般）申請書（様式 1-1）1 部（※）
 - イ 2024 年度国立民族学博物館共同研究（一般）研究計画申請書（様式 1-2）1 部
 - ウ 共同研究構成員の名簿（様式 1-4）1 部
 - エ 研究業績書（様式 5）1 部（※）
 - オ 現在所属を有さず（非常勤として勤務しているものを除く。）および研究職として身分を有さない共同研究構成員の略歴および共同研究における役割についての説明書（様式任意）1 部

※ただし、本館の教員（客員教員および特別客員教員を含む）および本館の機関研究員においては、ア（様式 1-1）およびエ（様式 5）は提出の必要はありません。

応募書類一覧

	ア (様式 1-1)	イ (様式 1-2)	ウ (様式 1-4)	エ (様式 5)	オ (任意様式)
公募者	○	○	○	○	必要に応じて提出
本館の教員	×	○	○	×	必要に応じて提出

② 申請期限と申請方法

応募書類は、2024 年 4 月 12 日（金）までに必着するように、メール添付（下記電子メールアドレス）にて提出してください。また、所属機関の部局長の承認を得た承諾書（申請書 1 ページ目、原紙）は下記提出先へ郵送にて提出してください。なお、提出のあった応募書類は、原則として返却しません。

(3) 提出先

住 所：〒565-8511 大阪府吹田市千里万博公園 10 番 1 号
機関名：国立民族学博物館 管理部研究協力課 共同利用係
TEL 06-6878-8361、8364
FAX 06-6878-8479
E-mail kyodo@minpaku.ac.jp

※申請書の作成にあたって不明な点がありましたら、メール等により照会してください。

※申請書類を提出後、3 日以内（土日祝日を除く。）に受領連絡がない場合は、共同利用係までお問い合わせください。

8. 審査方法および審査基準

- (1) 採否は、本館の共同利用委員会および運営会議を経て、館長が決定し、2024 年 7 月末までに、その結果を館長から申請者および所属長宛に通知します。

審査は書類審査とプレゼンテーション審査の 2 段階審査で実施します。書類審査通過者には、おってプレゼンテーション審査への出席を依頼します。プレゼンテーションは原則として申請者が行うものとしますが、諸般の事情によりどうしても申請者が行うことができない場合は、他の構成員予定者が代理として行っても構いません。その場合は必ず事前に申し出てください。プレゼンテーションに係る旅費は支給されません。なお、プレゼンテーションはオンライン開催となる場合があります。

(2) 採否の判定は、共同研究（一般）の審査基準（別紙）により行います。

9. 採否までのスケジュール

(1) スケジュールは以下を予定しております。詳細は決定しだい、応募者に連絡します。

2024 年 4 月 12 日	書類提出締切
2024 年 6 月中旬	書類審査結果通知
2024 年 6 月下旬～7 月上旬	プレゼンテーション審査
2024 年 7 月末	プレゼンテーション審査結果通知

(2) 評価に至った理由に関する個別のお問い合わせには応じかねます。

10. 経費

研究代表者、共同研究員および特別講師には、共同研究会の開催に要する国内旅費（交通費、日当、宿泊料）が支給されます。なお、国外在住の研究会参加者の国外旅費については支給されません。また、必要に応じて、会場使用料（本館以外で開催の場合）を支給します。

※経費には、データベース化、デジタル化のための謝金および調査のための経費は含まれておりません。

11. 研究成果の公開

(1) 研究代表者の義務

研究代表者は、下記について実施する義務があります。

【毎年提出するもの】

共同研究年次報告書（様式 3）

【中間報告会】

共同研究の進捗状況の確認、成果に向けた意見交換、および研究交流のため、2 年次末に行う中間報告会にて発表

【『民博通信 Online』（電子ブック）への執筆】

共同研究採択年度に「Start up」、終了後に「Final report」を執筆する

※電子ブックとしてインターネット上に公開する

【最終年度に行うこと】

共同研究実績報告書（様式 4）の提出および共同研究成果報告会での発表

【共同研究期間終了後に提出するもの】

研究成果を取りまとめ、刊行または発表（原則として研究終了後 2 年以内）

※なお、公開に際しては、本館共同研究の成果であることを明示し、当該刊行物や関連資料を国立民族学博物館管理部研究協力課共同利用係へ 2 部送付してください。

(2) 研究成果の内容

研究成果とは以下のものを指します。

ア 出版社等から刊行される書籍

イ 『Senri Ethnological Studies (SES) 』で刊行される論文集

ウ 代表者およびその他構成員が『国立民族学博物館研究報告』または学会誌（電子ジャーナルを含む。）などに投稿した共同研究の成果に関する特集

エ 展示（本館の特別展示もしくは、企画展示、および外部で開催する共催展示）、および展示に関わる図録

オ 特許

※ホームページやデータベース、資料集、個別の論文等は、研究成果の一部として認められますが、最終的には上記の成果が求められます。

※成果発信後、成果に関わる書評や新聞記事等が掲載された場合には、その情報を提出してください。

※研究終了後、2年を経過した段階で、研究成果の公開状況について、調査を行います。

※研究成果の公開に際しては、本館共同研究の成果であることを明示してください。

【表示例】

（和文）本書（本稿）は、国立民族学博物館共同研究「研究課題名」の成果である。

（英文）This paper/book is a result of an inter-university research project of the National Museum of Ethnology, Osaka: ‘Project name’.

Ⅱ 共同研究（若手）

1. 共同研究（若手）のカテゴリー

共同研究（若手）の課題区分は、次のとおりです。

カテゴリー1：新領域開拓型

文化人類学・民族学および関連諸分野を含む幅広いテーマを対象とし、挑戦的で、新領域開拓につながる研究。基礎的研究や萌芽的研究、地域を設定した特有の課題に関する研究も含む。

カテゴリー2：学術資料共同利用型

本館の所蔵する資料（標本資料、文献資料、映像音響資料等）に関する研究。

広い意味で展示につながる共同研究も含む。

2. 共同研究（若手）の構成

（1）参加資格

本館の共同研究に参加が認められるのは、大学その他の研究機関に所属（非常勤を含む。）し、またはこれと同等以上の研究能力を有すると館長が認めた研究者とします。研究者には、大学院学生（博士後期課程在籍相当以上）および日本学術振興会特別研究員を含むものとします。

また、本事業が本館で実施する共同研究であるという観点から、参加者は原則として日本国内在住の研究者とします。ただし、共同研究の推進にとって必然的な理由があると認められる場合はその限りではありません。日本国外在住の研究者を構成員に含める場合は申請書に理由を明記してください。なお、研究代表者は日本国内在住の研究者とします。

現在所属を有さない者（非常勤として勤務している者を除く。）および研究職としての身分を有さない者については、略歴および共同研究における役割についての説明書（様式任意）を添付してください。また、各共同研究構成員の共同研究への参加の可否については、申請前に研究代表者が構成員からあらかじめ内諾等を取ってください。採択後、本館から各共同研究構成員に対して委嘱の手続きを行います。

本館の共同研究に参加できる数は、館外の研究者は2件以内、館内教員（本館客員教員および特別客員教員、機関研究員等を含む。）は5件以内です。

（2）組織

共同研究（若手）の規模については、8～10名程度を目安とします。

より広く館外からの研究提案を受け入れるという観点から、申請の要件とはしませんが、共同研究には、できるだけ本館の専任教員（本館の教授、准教授、助教の職にある者）を1名以上メンバーに含めることを推奨します。本館専任教員を含まない申請があった場合は、採択までの間に、共同利用委員会委員長が本館の専任教員1名をメンバーに推薦します。

共同研究の申請・計画・立案については、メンバーに含まれる本館の専任教員と相談のうえ行なって下さい。

研究代表者は、共同研究の推進を図り、研究計画の立案、共同研究構成員の選定、共同研究全期間にわたる研究会の主宰と適切な実施、研究成果の取りまとめを行います。また、館外の研究代表者については、本務校での職位に応じ、共同研究員としての身分のほか、特別客員教員または外来研究員としての身分を付与するものとします。

（3）特別講師および特別聴講者

特に必要があると認められた研究者については、共同研究会に特別講師として参加することができます。また研究代表者に参加を許可された者については、特別聴講者として共同研究会に参加できます。

※特別講師には旅費が支給されますが、特別聴講者には旅費の支給はありません。特別講師の資格は、（１）参加資格に準じます。

3. 共同研究会の開催場所

共同研究会は本館で開催することとし、館外での開催は認められません。また、共同研究会を公開で開催される場合は館長に事前に届け出てください。

また、共同研究会は本館にて対面で開催されることを想定していますが、ウェブ会議システムの利用も可能です。

4. 共同研究（若手）の期間

研究期間は初年度を 10 月スタートとし、研究成果の公開準備を含む 2 年半とします。延長は認められません。ただし、研究代表者が産前産後の休暇または育児休業および介護休業のため、1 年を超えて研究会を中断せざるを得ない場合は、届出により延長が認められます。

5. 応募資格

研究代表者が、代表して応募することとします。研究代表者は、日本国内に在住する研究者であり、申請時 39 歳以下で、共同研究を遅滞なく遂行する能力をもつ者とします。研究代表者以外の共同研究構成員の条件については、特に定めませんが、その趣旨に添い、基本的には研究代表者と同様の年齢層の若手研究者等で構成されるものとします。

長期海外出張や退職等により期間中の責任ある共同研究会の運営ができなくなることが見込まれる場合は、応募できません。

申請にあたっては、本事業の目的、本事業が本館で実施する共同研究であることを十分に理解したうえで、申請する共同研究がこれに沿った内容のものであることにご留意ください。

一度、本館の共同研究（若手）に採択され実施した者は、再度、共同研究（若手）に応募できません。なお、共同研究（一般）と重複申請することはできません。

6. 募集件数

当該年度につき 2 件程度とし、1 件について年額 100 万円を上限（ただし、初年度は年額の半分程度）とします。

7. 申請方法等

（１）申請手続き

- ① 申請は、所定の様式による申請書を提出してください。所属を有する常勤研究者においては、所属機関の部局長の承認を得た承諾書を提出してください。
- ② 申請書の作成にあたっては、記入要領を参照してください。
- ③ 応募の際には、共同研究（若手）に参加される研究者の名簿を添えてください。

（２）応募書類および申請期限と申請方法

- ① 応募書類は、次のとおりです。応募書類の様式は、国立民族学博物館ホームページからダウンロードできます。（URL: <http://www.minpaku.ac.jp/research/project/iurp/offer>）
- ア 2024 年度国立民族学博物館共同研究（若手）計画申請書（様式 1-3） 1 部
- イ 共同研究構成員の名簿（様式 1-4） 1 部

ウ 研究業績書（様式 5） 1 部

エ 現在所属を有さず（非常勤として勤務しているものを除く。）および研究職として身分を有さない共同研究構成員の略歴および研究会における役割についての説明書（様式任意） 1 部

② 申請期限と申請方法

応募書類は、2024 年 4 月 12 日（金）までに必着するようにメール添付（下記電子メールアドレス）にて提出してください。また、所属機関の部局長の承認を得た承諾書（申請書 1 ページ目、原紙）は下記提出先へ郵送にて提出してください。なお、提出のあった応募書類は、原則として返却しません。

※ただし、本館の教員（客員教員および特別客員教員を含む）および本館の機関研究員においては、応募書類の研究業績書（様式 5）および所属機関の部局長の承認を得た承諾書（申請書 1 ページ目、原紙）は提出の必要はありません。

（3）提出先

住 所：565-8511 大阪府吹田市千里万博公園 10 番 1 号

機関名：国立民族学博物館 管理部研究協力課 共同利用係

TEL 06-6878-8361、8364

FAX 06-6878-8479

E-mail kyodo@minpaku.ac.jp

※申請書の作成にあたって不明な点がございましたら、メール等により照会してください。

※申請書類を提出後、3 日以内（土日祝日を除く。）に受領連絡がない場合は、共同利用係までお問い合わせください。

8. 審査方法および審査基準

（1）採否は、本館の共同利用委員会および運営会議を経て、館長が決定し、2024年7月末までに、その結果を館長から申請者および所属長宛に通知します。

審査は書類審査とプレゼンテーション審査の2段階審査で実施します。書類審査通過者には、おつてプレゼンテーション審査への出席を依頼します。プレゼンテーションは原則として申請者が行うものとしますが、諸般の事情によりどうしても申請者が行うことができない場合は、他の構成員予定者が代理として行っても構いません。その場合は必ず事前に申し出てください。プレゼンテーションに係る旅費は支給されません。なお、プレゼンテーションはオンライン開催となる場合があります。

（2）採否の判定は、共同研究（若手）の審査基準（別紙）により行います。

9. 採否までのスケジュール

（1）スケジュールは以下を予定しております。詳細は決定しだい、応募者に連絡します。

2024 年 4 月 12 日	書類提出締切
2024 年 6 月中旬	書類審査結果通知
2024 年 6 月下旬～7 月上旬	プレゼンテーション審査
2024 年 7 月末	プレゼンテーション審査結果通知

（2）評価に至った理由に関する個別のお問い合わせには応じかねます。

10. 経費

研究代表者、共同研究員および特別講師には、共同研究会の開催に要する国内旅費（交通費、日当、宿泊料）が支給されます。なお、国外在住の研究会参加者の国外旅費については支給されません。

※経費には、データベース化、デジタル化のための謝金および調査のための経費は含まれておりません。

11. 研究成果の公開

(1) 研究代表者の義務

研究代表者は、下記について実施する義務があります。

【毎年提出するもの】

共同研究年次報告書（様式3）

【中間報告会】

共同研究の進捗状況の確認、成果に向けた意見交換、および研究交流のため、2年次末に行う中間報告会にて発表

【『民博通信 Online』（電子ブック）への執筆】

共同研究採択年度に「Start up」、終了後に「Final report」を執筆する

※電子ブックとしてインターネット上に公開する

【最終年度に行うこと】

共同研究実績報告書（様式4）の提出および共同研究成果報告会での発表

【共同研究期間終了後に提出するもの】

研究成果を取りまとめ、刊行または発表（原則として研究終了後2年以内）

※なお、公開に際しては、本館共同研究の成果であることを明示し、当該刊行物や関連資料を国立民族学博物館管理部研究協力課共同利用係へ2部送付してください。

(2) 研究成果の内容

研究成果とは以下のものを指します。

ア 出版社等から刊行される書籍

イ 『Senri Ethnological Studies (SES)』で刊行される論文集

ウ 代表者およびその他構成員が『国立民族学博物館研究報告』または学会誌（電子ジャーナルを含む。）などに投稿した共同研究の成果に関する特集

エ 展示（本館の特別展示もしくは企画展示、および外部で開催する共催展示）、および展示に関わる図録

オ 特許

※ホームページやデータベース、資料集、個別の論文等は、研究成果の一部として認められますが、最終的には上記の成果が求められます。

※成果発信後、成果に関わる書評や新聞記事等が掲載された場合には、その情報を提出してください。

※研究終了後、2年を経過した段階で、研究成果の公開状況について、調査を行います。

※研究成果の公開に際しては、本館共同研究の成果であることを明示してください。

【表示例】

（和文）本書（本稿）は、国立民族学博物館共同研究「研究課題名」の成果である。

（英文）This paper/book is a result of an inter-university research project of the National Museum of Ethnology, Osaka: 'Project name'.